

第8日

平成23年9月8日（木）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。  
なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第12号平成22年度朝倉市健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第54号議案平成22年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案平成22年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案平成22年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案平成22年度朝倉市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案平成22年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第60号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第61号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第63号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第64号議案平成22年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第65号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第66号議案平成22年度朝倉市水道事業決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 貸借対照表についてお尋ねいたします。総資産が約70億円のうち現預金が6億5,000万円ぐらいたまっておりますが、現預金がかなりありますけど、これくらいやはり準備をしておかないといけないもののでしょうか。また、何か運用するというふうに考えてあるのであれば、運用方法というのはどのようなものをお考えかをお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 答弁。水道課長。

○水道課長（仲山茂木君） ただいまの質問に答えましては、運用面につきましてはまだ将来的に改良工事等も伴ってくるおそれがありますので、そのときのためにとっておくということが大事だと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 補正予算の2款1項11目のダム対策費のことにについてお尋ねをいたします。

本来、小石原川ダムかどうかわかりませんが、ダム対策費に7,386万5,000円の補正がっております。これはその他の特財ということですが、まずは特財、どこからこれが入ってくるのかが1件。それと、目的がどういう目的でこの補正予算がされよるのか。ともう一点、新たな事業に取り組みないと今検証中の小石原川ダムのことについてであったら、検証中ということですが、これはどういう意味でこれが購入されるようになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（大楠吉博君） この財源につきましては、全額水資源機構から来ます。それと、この事業は小石原川ダム建設に伴います付け替え林道、その用地買収補償費に充てます。

それと、この工事は今検証中でありまして、生活再建の工事についてはできると。新たに次の段階にはできませんけど、今やっている事業はできるということで、この事業は継続可能ということで実施をいたしております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 今、生活再建のことで、新たな事業に入らないということにはこれはならんわけですか。継続的な事業ということになるとですか。恐らく市道になるとは思いますけれども。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（大楠吉博君） 今度の検証の関係は、新たな次の段階に進まないということで、今生活再建工事をやっている途中です。次の段階というのは、あと転流工、川の付け替え、それからダム本体の工事ということで、生活再建につきましては、先ほど言いましたようにそのまま継続してよろしいと。予算の範囲内ですけど継続してよろしいということになっておりますので、範囲内で粛々とやっていくというようなことでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 9番。お尋ねをいたします。まず、説明資料の15ページ、総務費の目の一般管理費でございますけれども、3,000万円の経費が上げられておるわけでございますが、ワンストップサービスの整備をしていくということでございますが、どういう整備をどこにワンストップの窓口を設けて、どういう整備がされるのかをお尋ねいたします。

それからもう一点は、3款の民生費のことについてお尋ねをさせていただきます。3款民生費の8目重度障害者医療助成費、それから同じく3款2項の4目子ども医療助成費、5目のひとり親家庭等医療助成費についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

ここの説明を見ますと、それぞれに医療助成費ということで上げられておるわけでございますが、この医療助成費ということであればどういう助成費になるのか。あるいは、私が推察をいたしますのは、これは未請求分に対します県の償還金、あるいはそれに伴います違約金等の返還金ではないかなと。金額が合うわけでございますが、そして中を見ますと一般財源でなくてその他の特定財源。その他の特定の財源を見ますと、その他の雑収入ということで上げられておりますが、多分そうなりますと雑収入でこれが補われているということになると、どういう雑収入の収入になっておるのか、その辺をまずお尋ねをしたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 人事秘書課係長。

○人事係長（小林泰輝君） ワンストップ窓口サービスに伴います整備ということの御質問かと思っております。本年3月から試行的に実施しておりますワンストップ窓口サービスでございますが、本格実施に伴います本庁1階を中心といたしましたフロアレイアウト等の改

修を計画しておるところでございます。フロアレイアウトにつきましては、1階フロアのお客様が来られたときの入ってからの導線や空間のレイアウト、また庁舎の案内表示サイン等のデザイン、そういったものの総合的な施行、またその部分の委託という部分で今回経費を計上させていただいているところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 保険年金課長。

○保険年金課長（林田宗夫君） 16ページの民生費の関係でございます。重度障害者医療助成費、子ども医療費助成費、ひとり親家庭等医療費助成費、いずれも今回の公費医療に伴います高額療養費の未請求に係ります県への返還金の分の内容でございます。説明欄のところの記載が助成費ということで、説明不足があったと思いますが、内容はそういう内容でございます。

それで、これの財源のほうでございますけれども、これにつきましては14ページの雑入のところでございます。その他の雑入ということで、ここに2,733万1,000円の計上をいたしておるところでございます。この内訳でございますがこの中に先ほど申しました高額療養費の未請求分に対します自主返納金がございます。その分の2,438万1,000円をこの中に計上いたしているところでございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうしますと、まず1点目のワンフロアサービスにつきましては、全額委託料と備品購入かなんかの整備費、あるいは工事も含めての委託と、レイアウトから、そういうことですね。できれば、私どもは、もう少し庁内で十分検討されたほうがいいんでは。全部委託をするということじゃなしにやっぱり自分たちでどういう窓口をつくっていくのか、それが一つの行政改革ではないかなと、そういうふうな、そんなに難しい問題かなと私は思うところがございます。その辺の考え方を1つお聞きしたいと思います。

さらには、今説明がございましたが、確かにそうであろうというふうに思いました。やはりここら辺の説明というのは、こういうことでカバーをするというふうにとられるようなことは、僕はやめたほうがいいと思います。何かはつきり、県の返還金であれば県の返還金だと明確に書く、説明をする。そのことが今後のいろいろなことに対します防止策になっていくのではないかと。これから見ると、何かそういうものを保護しておるというような感じにしか受け取れないわけです。助成費であれば当然、私はむしろ19節の負担金補助及び交付金の中に入るべきであろうと思いますし、これを見ても、科目の節は23節の償還金ということでございますので、やっぱりその辺の説明というのはわかりやすく説明をしていくというのが、せつかく提出をされる資料であれば親切さがあるのではないかと。いうふうに思っておりますが、その辺の考え方も提示いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） まず、ワンストップサービスの関係でございます。全額委託料ということではありませんが、確かに言われますように、行政改革の中で、内部で職員

でできることはするというのが基本でございます。しかしながら、私たちも全体のレイアウトを見る中で、私たちが便利と思っておっても職員だけが便利では困ると思います。やっぱり市民の目線に立つためには、ある一定のプロの御意見も聞きたいと思っております。そういったことで、3,000万円の枠はありますけど、その中で、言われますように備品もありますし、工事費もありますし、委託料もあるということでございます。まずは、市民の皆さんが入ってわかりやすいと言っていたようなワンフロアのローカウンターでお迎えしたいという意気込みで頑張っているところでございます。詳細についてはこれからまだ詰めますけど、まだ具体的な進行につきましては、また随時検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 若干補足いたしますと、基本的な機能については職員のほうで議論をして決定しております。設計部分といいますか、そういった部分については業者のほうに委託してやっていくということで、全体の経費的にはほとんどの部分が工事に係る材料経費とか、そういった部分で、委託料となっておりますので、全体委託のような形に見えていますが、基本的には職員のほうで決定していくということで考えています。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 2点目の表示の問題でございます。これは全体的な予算書の作成のことでございますので、総務財政課のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

現在お配りしております予算書のつくり方につきましては、自治法に基づきまして施行規則等の様式がありまして、この説明欄につきましては朝倉市におきましては当初予算とまず同じようなレイアウトにさせております。当初予算のときは皆様方に説明しやすいように款項目の下に朝倉市としては大事業、中事業ということで整備させていただきまして、その大事業の名称として総額が幾らという形で当初予算のときに表示させております。それに基づきまして予算の内訳明細をつくりまして御説明申し上げております。補正予算も同じような手順でつくっておりますので、若干見にくいかもしれませんが、そういう形ということで御理解を願いたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 1つ、さっき言いました1点目は、3,000万円という大きな金額でございますし、事務事業の中身というのは、職員が一番詳しいわけで、コンサルよりも私はむしろ詳しいと思えます。それを十分生かしてやっていただくということでありますので、その辺は了解をしたいと思えますが、十分議論をしていただきたいと思えます。

それから、2点目につきましては、大項目、中項目はわかりますけれども、ここに上げてくるならば、欄がなければ別に書かれない、説明ができないというなら別ですけども、やはりその辺の親切さというのは、わかりやすく、やっぱり私どもも事前に審査をする中

で、何かなというようなことじゃなしに、できるだけわかるような形で掲載をしていた  
く。これが中項目とするならば、その下に返還、未請求分県返還金とそれを記入してい  
ただけ、あなるほどあれかなと、むしろわかるというふうに思いますので、今後よろ  
しくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） 答弁はよろしいですか。いいですか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 今の9番議員の質問に関連でさせていただきます。この16ペー  
ジの件ですけれども、助成金の使い方についての説明をすべきじゃないかなと思っ  
ています。一般質問でも申しましたけれども、このままでいくと、その人が悪かっ  
たという形になりますので、やっぱり執行部としてしっかり責任を持つ意味でも、  
ちゃんと実績を残すべきじゃないかなと私は思います。これは思いますが、いか  
がでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 表記の仕方につきましては、先ほど財政課長が現在の考  
え方を御説明しましたが、9番議員のほうからもございましたように、これでは  
実際に見てなかなかわからないという部分もございますので、今後検討いたし  
まして、我々の姿勢も含めまして、わかるように御説明したいというふう  
に考えます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第69号議案平成23年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第70号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第71号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の制定につ  
いてを議題といたします。

質疑はありませんか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 21ページですけど、この条例の新設の理由はどういう理由でされるのか。今までこういう対応がなかったのか、そういうのが1点。それと、現在まではこれがどういうふうな事務で処理をされてきたのか。もう一つは、この事業で具体的にはどういう事業が該当するのか。それともう一点、4点は、25%なり50%にこの負担率ではなっているわけです。こういう非常に今の圃場整備事業からいうと高いような気がしますが、その根拠がわかったら。以上4点をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（上野篤也君） 今議員の御質問でございます。今回提案をさせていただきます条例といたしましては、福岡県が行います農業農村整備事業というのがございます。この事業の受益者負担金が直接その受益者から徴収ができないということで、市を通してからの負担金の納入ということでございますので、今回、この条例を提案をさせていただきました。

それから、今までの事務等ございますかという御質問でございました。これは新たにできたといいますか、新たにに取り組む事業でございます。今までの事業で申しますと、朝倉市におきましてもその分担金条例というのがございます。それに当てはまらない事業が新たに県のほうから地元の事業として始まるということでございますので、その分に対応するためのことでございます。

それから、事業名等の御質問でございます。この農業農村整備事業の中の1つといたしまして、地域用水環境整備事業というのがございます。これは何かと申しますと、江川ダムの直下に小水力発電施設がございます。これは、これができるまで、20年を経過するようなことになっております。機器類がかなり古くなっておるということで、県の事業によってこの機器類の更新をすると、そういうようなことで事業をなされるような次第でございます。

それから、最後に負担率でございますが、この事業は県の事業でございます。その事業で負担率が異なってまいりますので、それは県のほうと受益者たるもの等の協議ではございますが、何よりも県のほうの負担が、その負担率で決まっていると、そういうところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 3点はわかりましたが、事業負担分ですね。これについて今県営圃場で上秋月はしておりますが、市の負担もこの中に、上秋月の場合、今圃場整備があつておるのには市の負担も受益者負担の中から市がその中の負担を一部していただきよりますが、これには、市の負担はこれの分に入らんわけですか。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（上野篤也君） 今お尋ねの地元負担率でございますが、これは土地改良法に



よって事業の分担金条例が県のほうにもございます。それで、この今回提案をさせていただいております事業については、その範囲外ということでございまして、今お尋ねの圃場整備の関連につきましては、その県にある分担金条例のほうからの負担率ということでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第72号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 3点質問いたします。省令の一部改正によるものとありますが、2年間の時限つきの条例となっておりますが、その根拠は何でしょうか。

2点目、施行されれば23年4月1日より適用されると明記されておりますが、6月議会もありましたが、9月議会にずれ込んだのはなぜか。

それから3番目ですが、2年間で失効しますが、奨励措置の期限については、その期間に申請すればその措置がずっとこの条例にあるような措置がされるのかどうか、以上3点質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） まず、2年間の根拠でございますけれども、この省令と申しますのは、市が企業誘致のために例えば固定資産税の減免とかした場合には、その減収補てんをした際に、国が減収補てんをするという期限がございますけれども、その期限が2年間ということでございますので、市の条例も2年間ということでございます。

それから、23年4月1日で9月上程ということでございますけれども、1点目は、全体の見直しということも行いました。制定ということでございますので、全体の見直しと申しますか、従来ありましたものを十分検討したという期間が1つあるということでございます。それからもう一つは、中身の詳細な検討期間と申しますか、把握するのがおくれたということもございます。

それから、3番目の奨励措置の期間でございますけれども、これはこの期間、条例の期間におきましてはその期間に進出すれば適用になるということになります。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 2年間の時限立法であれば、非常に私は緊張して、6月議会でも提案すべきであると思っておりますが、実は、こういう条例ができて、市民が知ることが遅くなって、終わったときに、ああそういう補助金があったとか助成金があったとかいう声をよく聞きますが、啓発についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 今のこういう奨励措置の対応につきましては、市に対し

て進出する際とか増設する際にいろいろな相談があるというような、奨励措置の相談があるということで、その対応において奨励措置を実施しているということでございますけれども、今後こういう条例があるということ、以前からは、例えば杷木地域につきましては、こういう条例があるということは周知はできておるわけですが、延長されておるとかということにつきまして、十分な啓発を図っていく必要があるというふうに考えます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） これは新設などのよそからの進出に対しても奨励があるということと理解しております。そのことに関しまして、外部にどのように啓発をするのかというのが今後問題であろうと思いますが、今の回答ではちょっとまだ理解しかねますので、外部に対する啓発の点について再度質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田 浩君） 外部につきましては、現在、企業誘致のパンフレットがございますけれども、今パンフレットの見直しをしているということでございますが、その中にも奨励措置につきまして説明をしていくと、進出の誘致のための働きかけをするわけがございますけれども、そのパンフレットの中に織り込むとか、またホームページ等で啓発を図っていくというような形をとりたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第73号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第74号議案朝倉市第1次国土利用計画の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第75号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第76号議案市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。

付託分につきましてはお手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第67号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前10時34分散会